

令和4年第3回定例会

## 文教経済常任委員会会議概要

委員長 中村美津緒

副委員長 橋本尚美

1 開催日時 令和4年9月12日（月曜日）午前11時13分～午後0時4分

2 開催場所 第1・第2委員会室

### 3 審査案件

- (1) 議案第113号 公有水面埋立てに係る意見について
- (2) 請願第4号 青森市として国に対しインボイス制度の実施中止を求める請願

### 4 報告事項

- (1) 令和5年度青森圏域重点事業に関する要望について
- (2) 青森市中央卸売市場開設50周年記念事業の開催について

### ○出席委員

委員長	中村美津緒	委員	天内慎也
副委員長	橋本尚美	委員	長谷川章悦
委員	蛭名和子	委員	館山善也
委員	山脇智	委員	奈良岡隆
委員	山本治男		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

教育長	工藤裕司	経済部次長	奈良英文
市民部長	加福理美子	農林水産部次長	中村敦
経済部長	赤坂寛	中央卸売市場長	白坂孝志
経済部理事	横内信満	教育委員会事務局教育次長	大久保綾子
農林水産部長	大久保文人	経済政策課長	太田直樹
教育委員会事務局教育部長	小野正貴	教育委員会事務局総務課長	金澤敦
農業委員会事務局長	小笠原訓史	関係課長等	

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	猪口茂樹	議事調査課主事	北山賢臣
議事調査課主幹	吹田匠		

○中村美津緒委員長 ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

議案第 113 号「公有水面埋立てに係る意見について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 議案第 113 号、公有水面埋立てに係る意見についての概要を御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

本件は、奥内漁港奥内地区区域内の公有水面の埋立てについて、青森県知事から青森市長に対し、公有水面埋立法第 3 条第 1 項に基づく意見を求められているものであります。

公有水面埋立ての内容については、埋立出願人は、奥内漁港奥内地区管理者の長である青森県知事であります。埋立区域は、青森市大字奥内字川合 61 番の 46 から 61 番 67 までの地先公有水面であります。埋立面積は 8586.24 平方メートルで、埋立地の用途は漁港施設用地となっております。

この埋立てに関する工事については、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間で予定しており、当該漁港南側区域の公有水面を埋立てし、漁港施設用地を整備するほか、漁港施設用地内への波の影響を緩和するための護岸及び防波堤を新設するものとなっております。

当該漁港は、利用漁船数及びホタテガイ生産量が多い一方、慢性的に用地が手狭なことから、ホタテガイの陸揚げ作業などに支障を来しており、漁業者等からは早急な漁港施設用地の整備が望まれているところであります。

このため、当該漁港区域の公有水面埋立てにより、漁港施設用地が整備されることで、漁業活動のさらなる効率化が期待されるものでありますことから、議案第 113 号にありますとおり、本件について異議のない旨、県へ意見を申し上げます。

なお、市町村長が県知事に対して意見を述べる際には、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を経ることとなっておりますことから、このたび議案として提出したところであります。

議案第 113 号の概要については以上であります。

慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありません。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 113 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 4 号「青森市として国に対しインボイス制度の実施中止を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 請願第 4 号「青森市として国に対しインボイス制度の実施中止を求める請願」につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

請願第 4 号につきましては、青森市として国に対しインボイス制度の実施中止を求めることという内容であります。

まず、消費税の基本的な仕組みであります。消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税され、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納付するものであります。各事業者が納付すべき消費税額の計算に当たっては、課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額、すなわち仕入税額と申しますが、これを控除して計算することとされており、生産や流通などの各取引段階で二重三重に課税されることがないように、税が累積しない仕組みがとられているところであります。各事業者が仕入税額の控除を受けるためには、現行では一定の事項が記載された帳簿や税率ごとに区分して合計した税込対価の額などを記載した区分記載請求書等を保存することとされておりますが、令和 5 年 10 月 1 日からは、複数の税率に適正かつ円滑に対応する観点から、区分記載請求書等に代わり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための適格請求書、これをインボイスと申しますが、これらの保存が必要とされる、いわゆるインボイス制度が開始されるものであります。

このインボイス制度においては、1 つに、この制度の実施により、消費税の複数税率制度の下で適正な課税が確保されること。2 つに、国会で十分に審議され、平成 28 年 3 月に議決された国税であり、所要の周知期間がとられていること。3 つに、免税事業者に対する影響について、令和 4 年 1 月 19 日付で国の関係省庁が発出した免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A では、これまでの免税事業者における影響について、売上先が消費者または免税事業者である場合。また、売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合。さらには、医療や介護など、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合などは、取引への影響は生じないと考えられるとされていること。4 つに、売上先が課税事業者である場合であっても、免税事業者からの仕入れにおいて、制度実施後 3 年間は消費税相当額の 8 割、その後の 3 年間は 5 割の仕入税額控除を可能とし、取引への影響を配慮して経過措置が設けられていること。以上 4 点のことから、市としては、国においてイ

ンボイス制度の実施に向けては、消費税制度の適正な課税が確保されること、所要の周知期間がとられていること、中小企業者も含め事業者に一定の配慮がなされていることから、実施中止を求めることは考えておりません。

以上でございます。

**○中村美津緒委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

**○天内慎也委員** 質疑ではなく青森市として国に対してインボイス制度の実施中止を求める請願について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

非常に内容が複雑で、中身まで細かく言いませんけれども、インボイス制度の細々とした中身の内容については、経済部長からの説明のとおりかなと思います。現在、年間売上高 1000 万円以下の業者は消費税を免除されていますが、インボイス制度は価格転嫁が困難な零細事業者も課税事業者になることが迫られていく。さらに、このコロナ禍で経営状態が苦しい事業者の倒産や廃業が相次ぐことが懸念され、経済的にも事務的にも負担増になるということが本請願に賛成する理由です。日本商工会議所の調査でも、約半分の 49.2%が事務負担に対応できない、複雑だという調査結果もありました。また、フリーランスと呼ばれている方々、出版業界ではカメラマン、デザイナー、ライター等、さらには、個人タクシー、文化芸術、シルバー人材センターや農家、電気やガスの検針員など多岐にわたると言われておりますので、そのことも含めて影響が大きいということで、国に対してインボイス制度の実施中止を求める請願について賛成いたします。

以上です。

**○中村美津緒委員長** ほかに発言はありませんか。奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 適格請求書を発行できない事業者からも仕入税額控除が認められないと思うのですけれども、その場合、仕入れる側にどのような影響があるのか教えてください。

**○中村美津緒委員長** 経済部長。

**○赤坂寛経済部長** インボイスを発行しない、いわゆる免税事業者、仕入れからすると買手になりますけれども、その場合、仕入れる側からすると、最終的にはそこの税が計算されないという枠組みになりますので、その分の税額を仕入れた側が負担するということが生じることとなります。

**○中村美津緒委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 仕入れる側が免税事業者から仕入れた分の税額を負担しなければならないということですよ。ということは、どういうことかということ、仕入れる側というのは、免税事業者から仕入れないということになりますよね。そう思いませんか。

**○中村美津緒委員長** 経済部長。

**○赤坂寛経済部長** 税の取扱いについては、ただいま申しあげましたインボイス制度の実施後、インボイスを発行しない場合の税の取扱いについて、その商取引の中

で奈良岡委員の御指摘のような懸念はあるかと思いますが、総合的に仕入れについては、そういった税のこと、価格のこと、様々なことで取引が成り立つものと認識しております。

なお、国では、不適切な商行為等が行われた場合には、公正取引委員会に御相談するよう併せて周知も行っているところでもあります。

以上でございます。

**○中村美津緒委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 国の考えは分かるんですよ。ただ、本市の場合は、弱い、小さい事業者、個人事業主が多いです。そこを心配してお聞きしているんですよ。仕入れ側としては、仕入税額控除ができない業者、要するに免税業者からの仕入れは、自分で税金を負担しなくてはならないわけですから、しないようになりますよね。

もう1つ聞きたいのは、売手側の影響はどのように考えているのか教えてください。

**○中村美津緒委員長** 経済部長。

**○赤坂寛経済部長** 先ほど冒頭の説明で、免税事業者から商品を買った場合、最終的に負担することになると言いましたけれども、経過措置期間として6年間設けられておりまして、最初の3年間は8割を控除、残りの3年間は5割を控除となります。説明が漏れておりました。

もう1点、売手側、免税事業者はどうなるのかという御質疑でしたけれども、税込みで売ったとしても自分の手元に残ると、免税事業者にはあろうかと思えます。

**○中村美津緒委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 商取引ですから、仕入れる側としては、普通は自分たちの負担が少ないような形の相手を選びます。例えば、非課税業者が売る側の場合には、売り先が別なところを選ぶ可能性があるので、普通は自分たちで税務署に申告して課税業者になりますよ。つまり、本市の場合、零細な人たちが課税業者として申告しなければいけないという、そういうケースが多くなると思うんです。

もう1つ聞きたいんですけれども、農業をやっている方は個人事業主とかが多いと思うんですけれども、例えば、道の駅とかで野菜とかを作ってまとめて売っているところがありますが、そういうところで売った場合、どういう影響がありますか。要するに、農業者は肥料とかを仕入れますでしょう。作物を作って、それを道の駅とかで売った場合、どういう影響があるのか教えてもらえますか。

**○中村美津緒委員長** 経済部長。

**○赤坂寛経済部長** ただいまの御質疑にお答えいたします。

委員御指摘の場合であっても、農業者も個人事業主ということになるかと思えますけれども、そうした場合には、先ほど説明した免税であった場合で、取引においてインボイスを発行しない場合、引き続き、免税の場合は買手側の部分で、先ほどの経過措置後には負担をするという構図にはなるかとは思えます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうですよ。農業をやってる方は自身で負担しなければいけない。税金を納めなければいけないということになるんです。このインボイス制度というのは国の制度で、国で決める制度です。ただ、本市の場合にどういう影響が出るのかということをごきちんとして考えて、その上で説明していただきたかったですけれども、今の説明だと、私は本市への影響がすごく大きいと思います。市で起業とかを促進させるに当たっても、1000万円以下の免税事業者、フリーランス、個人事業主、フリーランスで始める人たちが、税金がかかる、負担が大きくなるという市側の説明を聞いて、青森県、青森市の地域性を考えれば問題が多いと思いますよ。

最後に、本市の個人事業主、農家、フリーランス等に対する影響を、市としてどのように考えているのか教えてください。

○中村美津緒委員長 経済部長。

○赤坂寛経済部長 ただいまの御質疑につきましては、この請願に対する市の意見は先ほど申し述べたとおり、市として、国の制度に対して中止を求めるということはしないという話をさせていただきましたが、例えば、免税事業者なりフリーランスの方々、小規模事業者の方々において、この制度により税の申告等、事務的なことも含めそういう影響があるのだらうと認識はしております。ただ、先ほども言いましたように国の制度に対して実施中止を求めるとかということに対しては、先ほど説明したとおりであります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 最後に、本市として、私はこのインボイス制度は馴染まないという意見を言って終わります。

○中村美津緒委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

請願第4号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第4号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 可否同数と認めます。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において、本請願に対する可否を裁決いたします。

請願第4号については、委員長は、採択すべきものと裁決いたします。

以上で、今期定例会において、本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

○中村美津緒委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和5年度青森圏域重点事業に関する要望について」報告を求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 令和5年度青森圏域重点事業に関する要望について御説明いたします。

今般、県に対する重点事業要望がまとまりましたので、その内容等について御報告いたします。

資料「令和5年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

表紙の次が最重点要望項目となっており、No. 1「青森駅周辺をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実にに向けた取組について」以下、青森圏域全体で6項目、このうち、本市の最重点要望項目はNo. 1、No. 2となっており、No. 2「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」が新規要望となっております。

こちらにつきましては、本年10月に開催する青森圏域重点事業説明会において、市長及び青森圏域の各町村長が県知事へ直接要望することとしております。また、2枚目は重点要望項目となっており、No. 1「新ビジネスへの挑戦に対する支援・連携について」以下、青森圏域全体で25項目、このうち、本市の重点要望項目はNo. 1からNo. 21までとなっており、重点要望項目のNo. 7「子育て支援について」が新規要望となっております。

次に、資料「令和5年度青森圏域重点事業要望項目一覧【文教経済常任委員会】」を御覧ください。

文教経済常任委員会に關係する要望項目といたしましては、経済部所管が7項目、経済部及び農林水産部の共管が1項目、農林水産部所管が1項目、教育委員会事務局所管が4項目の計13項目となっており、それぞれの要望項目につきまして、経済部、農林水産部、教育委員会事務局の順に御説明いたします。

まず、経済部所管の7項目、経済部及び農林水産部共管の1項目について御説明いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

最重点要望項目となっております「青森駅周辺をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実にに向けた取組について」のうち、経済部が所管する項目について御説明いたします。

本市では、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりとして、コンパク



トな複数の拠点づくりなど、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを推進しております。

このうち、都市機能誘導区域の1つである操車場跡地周辺地区においては、スポーツのみならず、多様な催事ができる交流拠点としてのアリーナ等の整備を進めており、令和6年7月の供用開始を目指して、現在、建設工事を実施しておりますことから、青森操車場跡地周辺整備推進事業及び青森市アリーナプロジェクト推進事業等に係る着実な事業推進への協力並びに青い森鉄道線への新駅設置の早期実現について、県及び国等に要望するものであります。

資料の2ページ目を御覧ください。

重点要望項目の新ビジネスへの挑戦に対する支援・連携について、御説明いたします。

本市では、新たなビジネス分野への挑戦や起業・創業への挑戦を支援するため、地域ベンチャー支援に重点的に取り組んでおります。また、先般、国では、新しい資本主義の重要な柱の1つとして、デジタル田園都市国家構想基本方針を取りまとめ、デジタルの力を活用して地方に仕事をつくるなど社会課題の解決を図ろうとしており、本市としても、県・市が連携して地域企業のデジタル化にも取り組む必要があると考えておりますことから、1つに、アクセラレーションプログラムなど、スタートアップを応援する取組との連携、2つに、AOMORI STARTUP CENTERに開設した経営の総合相談窓口との連携、3つに、都市部の副業・兼業人材と地域企業とのマッチングを支援する取組との連携、4つに、地域企業のDX推進に向けた取組との連携の4点について、県に要望するものであります。

資料の3ページ目を御覧ください。

重点要望項目の雇用対策の充実について御説明いたします。

人口減少・少子高齢社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出といった課題のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により悪化した雇用情勢は、緩やかに持ち直しつつあるものの、引き続き、注意を要する状況にある中、若者の地元定着や女性・障がい者等の多様な人材の活用、ICTの進化に対応できる人材の育成が求められているところであり、雇用対策の充実を通じて、経済の基盤となる地域産業の活力を高め、経済の好循環を生み出していくことが必要でありますことから、1つに、市が実施する雇用対策に対する支援の充実、2つに、ICT社会に必要な人材育成に取り組むあおもりコンピュータ・カレッジに対する国の支援の継続の2点について、県及び国に要望するものであります。

資料の4ページ目を御覧ください。

重点要望項目の青森空港の利用促進について御説明いたします。

青森空港の国内線につきましては、令和2年3月の株式会社フジドリームエアラインズ（FDA）による神戸線新規就航、また、青森・札幌線、青森・大阪（伊丹）

線でのダブルトラック化が定着した一方で、便数維持やさらなる国内線の充実が求められているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各航空路線の需要が減少しているものの、収束後には、航空路線利用促進のため、県と市が一体となってプロモーションやインセンティブ活動を進めていく必要がありますことから、1つに、名古屋（小牧）線、神戸線の利用促進、2つに、東京線ダブルトラック化をはじめとする国内路線の充実、3つに、札幌線、大阪線の利用者拡大のための宣伝強化の3点について、県及び国等に要望するものであります。

資料の5ページ目を御覧ください。

重点要望項目の青森港の機能充実についてのうち、経済部が所管する項目について、御説明いたします。

青森港は、本州・北海道間を結ぶ交通及び物流の重要な拠点港として、さらには多くの観光客や市民が訪れる交流拠点としての役割を果たしております。引き続き、国・県をはじめとする関係機関とともに物流や交流等の将来像と基本戦略を示した青森港ビジョンを推進し、また、青森港クルーズ客船寄港促進アクションプランに掲げる100隻10万人を目指して、受入態勢の充実・強化等に関係団体と連携した取組を実施していく必要がありますことから、1つに、物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進、2つに、青森港クルーズ客船寄港促進アクションプランの着実な推進の2点について、県及び国に要望するものであります。

資料の6ページ目を御覧ください。

重点要望項目の外国人観光客の受入環境整備の充実について、御説明いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年3月以降は外国人観光客が激減しておりますが、北海道・北東北の縄文遺跡群が令和3年7月に世界遺産登録されたこともあり、本市へのインバウンド需要の回復も期待されております。

今後、新型コロナウイルス感染症収束後の旅行需要の回復を見据え、本市と国内外の都市をつなぐ交通網の充実と利用促進、インバウンド推進に向けた体験型コンテンツ開発や受入態勢・環境の充実などが必要となっておりますことから、1つに、外国人観光客の満足度を高める受入環境整備を推進するための国や県の支援の充実、2つに、ソウル線・天津線・台北線の継続をはじめとする国際路線の充実、3つに、C I Q体制の充実・強化、4つに、航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品造成の促進、5つに、海外ポートセールスの強化の5点について、県及び国等に要望するものであります。

資料の7ページ目を御覧ください。

重点要望項目の第80回国民スポーツ大会における開催経費の負担等について、御説明いたします。

令和8年に本県で開催予定の第80回国民スポーツ大会については、大会の開催

によって、スポーツ振興や経済波及効果など、様々な効果が期待される一方で、大会開催に係る施設整備費や大会運営費等の多額の費用負担が見込まれております。そのほか、本市で開催される各競技会等の準備・運営を効率的・効果的に進めていくためには、各競技団体の組織力向上や指導者の養成、競技環境の整備・充実などが重要であると考えておりますことから、1つに、第80回国民スポーツ大会における各競技会等の開催経費についての支援の充実、2つに、第80回国民スポーツ大会を見据えた競技力向上に向けた取組の強化について、県に要望するものであります。

資料の8ページ目を御覧ください。

重点要望項目となっております広域連携の推進についてのうち、経済部が所管する項目について、御説明いたします。

要望事項の内容の2段落目の部分になりますが、陸奥湾という共通の資源を持つ地域との連携として、陸奥湾沿岸8市町村などによる、むつ湾広域連携協議会を設立し、豊かな資源を活かした観光及び産業の振興に連携して、むつ湾サイクルロゲイニングの実施や、物産イベントの開催などに取り組んでおります。

こうした取組は、広域連携をより効果的に進める上で、重要な枠組みの1つであると考えておりますことから、むつ湾広域連携協議会による観光・産業振興・環境保全活動に対する支援について、県に要望するものであります。

経済部所管の令和5年度重点事業要望項目は以上であります。

**○中村美津緒委員長** 次に、農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 続きまして、農林水産部所管の2項目について御説明いたします。

それでは、配付資料の8ページを御覧ください。

広域連携の推進についての要望であります。

要望事項の内容の2段落目の部分になりますが、本市では陸奥湾という共通の資源を持つ地域との連携として、陸奥湾沿岸8市町村などによる、むつ湾広域連携協議会を設立し、豊かな資源を活かした観光及び産業の振興とともに、陸奥湾の環境保全活動に連携して取り組んでおります。このうち、農林水産部におきましては、陸奥湾の環境保全の取組として海岸漂着物の処理に係る事業を県の支援の下で実施しているところであります。

陸奥湾の良好な環境を将来にわたって保全していくために、沿岸の市町村と連携して様々な環境保全活動を、今後も引き続き行っていく必要がありますことから、むつ湾広域連携協議会による観光・産業振興・環境保全活動に対する支援について要望するものであります。

次に、資料9ページを御覧ください。

多面的機能支払交付金に係る地方自治体の負担軽減策についての継続要望であります。

国では、農村地域の高齢化、人口減少等に伴い、地域の共同活動によって支えら

れている国土保全、水源かん養などの多面的機能の発揮に支障が生じつつあることや、担い手への水路、農道等の維持管理の負担が増大している状況にあることから、多面的機能支払交付金により、地域の共同活動に対する支援を行い、多面的機能の発揮とともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていくこととしています。

しかし、多面的機能支払交付金については、地方自治体の負担額が多額であること、また、本市においては、活動面積が増加傾向にあり、今後ますます本市財政への負担となることが予想されることから、地方自治体に係る負担割合の軽減を国に働きかけることについて、県の特段の御配慮を要望するものであります。

以上でございます。

**○中村美津緒委員長** 次に、教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** 令和5年度青森圏域重点事業に関する要望のうち、教育委員会事務局が所管する重点要望4項目について御説明申し上げます。

初めに、新規の重点要望である子育て支援について御説明いたします。

資料の10ページ、要望事項の内容の中段から御覧ください。

新型コロナウイルスの影響が長期化し、物価高騰による学校給食費への影響等が懸念されている中、国では、地方公共団体が生活者や事業者の負担の軽減を実施できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設したところであり、文部科学省からも、令和4年4月及び6月に同交付金を活用した学校給食費等の保護者負担の軽減に向けた取組を進めるよう依頼があったところであり、これに加え、青森市議会有志一同の皆様からの給食費無償化に係る要望を踏まえ、令和4年第3回定例会において御議決いただければ、本市では本年10月1日から小・中学校の学校給食費の無償化をすることとしましたが、少子化対策として本来は国が責任をもってやるべきものであり、給食費無償化を継続して実施するための財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援が必要であると考えます。

このことから、給食費無償化を継続して実施するための財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援について要望するものであります。

次に、少人数学級編制の推進について御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

現在、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保し、子どもたち一人ひとりに対してきめ細かな学習指導・生徒指導を行うことなどに加え、教育ニーズの多様化や学習指導要領の改訂などへの適切な対応も求められているところです。

国におきましては、令和3年度の義務標準法の改正により、令和3年度から5年間で小学校全学年における35人学級編制を実施することとし、このことを受け、青森県におきましては、これまで独自に実施している33人学級編制につきまして、令

和3年度から2年間で小学校全学年に拡充したところであります。

本市では、今後も教育環境のさらなる向上と教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保するためには、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進に加え、学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教職員の配置が必要であると認識しております。

このことから、1つに、中学校の少人数学級編制の推進のため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に関する国への働きかけ、2つに、青森県における中学校の少人数学級編制の更なる推進とその計画的な実施、3つに、青森県における少人数学級編制の実施に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数による小・中学校教職員配置基準での教職員の配置の3点について要望するものであります。

次に、スクールカウンセラー派遣の拡充について御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

本市におきましては、不登校の児童・生徒への対応の充実は喫緊の課題となっており、不登校の要因としては、無気力・不安、友人関係をめぐる問題や学業の不振、家庭に係る状況によるものが多くなっております。

このことから、本市としましては、集団不適應に関する相談や心理的な支援を、小学校段階から計画的・継続的に行うことができる教育相談体制の充実を図ることが必要であると考えております。

このような中、本市には、令和3年度において、中学校全19校と小学校全43校に19名のスクールカウンセラーが派遣され、令和4年度においても派遣時間の増加が示されたものの、年間派遣時間数が十分確保できていないため、本市では、児童生徒や保護者の相談に十分対応できない状況があること及び同一のスクールカウンセラーが継続的に中学校区で教育相談活動等に当たることが、児童・生徒、教職員、保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに貢献するものと考えております。

このことから、1つに、スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加、2つに、同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築の2点について要望するものであります。

最後に、世界遺産及び史跡の保存・活用について御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

本市には、国内最大級の縄文遺跡である三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しており、このうち、三内丸山遺跡及び小牧野遺跡については、令和3年7月27日に、北海道・北東北の縄文遺跡群として世界遺産一覧表への記載が決定したところであります。

世界遺産登録による世界的な知名度の向上により、さらなる世界遺産及び史跡の適切な保存・活用を推進することで、本市への誘客のみならず、史跡の近傍に位置

し、現在、外国人利用客の増加を図っている十和田八幡平国立公園満喫プロジェクトにも資するものと考えております。

このことから、1つに、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡の整備を契機とした文化資源の保存・活用に向けた支援、2つに、世界遺産及び史跡を活用した誘客促進のための宣伝強化の2点について要望するものであります。

以上でございます。

**○中村美津緒委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○中村美津緒委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市中央卸売市場開設 50 周年記念事業の開催について」報告を求めます。農林水産部長。

**○大久保文人農林水産部長** 青森市中央卸売市場開設 50 周年記念事業の開催について御報告いたします。

当市場は、市民の皆様には生鮮食料品等を安定供給するという市場の役割を理解していただくことを目的に、昭和 47 年に開設され、今年には開設 50 周年を迎えますことから、記念式典と合わせ、市場まつりを開催することといたしました。

お手元の資料を御覧ください。

日時は、令和 4 年 10 月 16 日、日曜日午前 8 時 30 分から 14 時まで、会場は、当市場内において開催いたします。

主な内容といたしましては、ステージイベントとして、ねぶた囃子の演奏、高校生によるブラスバンド演奏、津軽手踊りを予定しております。

会場内では、青森のおいしい生鮮食料品等が安く購入できる水産物、青果、花きの即売をはじめ、マグロの解体・即売、キッチンカーによる販売、八甲田牛の加工品販売などのほか、一般の方が参加できる模擬せりや、ホタテ釣り、フラワーアレンジメント教室などの体験コーナーも予定しております。なお、開催の御案内は、「広報あおもり」10 月 1 日号及び市のホームページでお知らせするほか、ポスター、チラシを市の各施設へ掲示・配布するなどにより PR してまいりますので、委員の皆様はじめ、多くの市民の方々の御来場を心からお待ちしております。

以上でございます。

**○中村美津緒委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○中村美津緒委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかの理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○中村美津緒委員長** また、委員の皆さんから御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○中村美津緒委員長** この際、私から申し上げます。

既に御承知のように、今期定例会が任期中の最後の定例会となりますが、来る10月及び11月の常任委員協議会は、慣例によりまして、特段の事情がない限り開催しないこととしたいと思えます。

あらかじめ御了承のほど、よろしく願いいたします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )